

議案第84号

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、雁の巣レクリエーションセンターの占用料の額を適正なものに改める等の必要があるによる。

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例（昭和46年福岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第4 占用料の欄を次のように改める。

占 用 料
4,500円
5,200円
890円
5,200円
4,150円
5,200円
1,150円
1,150円
6,090円
30,530円
780円
650円

別表第4に備考として次のように加える。

備考 表示面積とは、看板、幕その他これらに類するものの表示部分の面積をいうものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。